(案)

雇児発第※※※※号 平成21年※月※※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護施設における配偶者からの暴力被害者等に 同伴する児童の対応等を行う指導員の配置について

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)等により、婦人保護施設に入所した被害者等に同伴する児童(以下「同伴児童」という。)に対する適切な処遇体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成21年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1 趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)の施行等により、婦人保護施設には、DV被害者等が入所しているが、同伴家族として多数の児童も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた適切な援助を行う指導員を配置し、同伴児童に対する適切な処遇体制を確保することとする。

2 対象施設

別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」(以下「配置基準」という。)を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に同伴児童の対応等を行う指導員を配置する婦人保護施設とする。

3 指導員の配置人数

上記の対象施設のうち、同伴児童の1日当たりの平均保護人数が、前年度の実績等を勘案した実施年度の見込み数において6人以上となる婦人保護施設については2名、1人以上6人未満となる婦人保護施設については1名の指導員を配置することができることとする。

4 指導員の要件

同伴児童の対応等を行う指導員は、児童福祉法第18条の4に定める保育士又は児童福祉施設最低基準第43条に定める児童指導員の資格を有する者とする。

5 運営の留意点等

- (1) 婦人保護施設長は、当該指導員から同伴児童の状態について適宜報告を受け、必要に応じて心理療法担当職員による支援を行うこと、また、虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等について児童相談所及び婦人相談所と連携して適切な処遇に努めること。
- (2) 婦人保護施設長は、当該指導員が同伴児童の対応を行うことにより、DV 被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられるようにするととも に、自立のための活動等を円滑に行うことができるように努めること。
- (3) 婦人保護施設長は、児童の安全・衛生について十分配慮すること。

6 経費

この指導員の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省 発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国 庫補助金交付要綱」によるものとする。

別添 婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職種	総	施	事	主	指	看	栄	調	嘱
	数	設	務	任	導	護	養	理	託
		長	員	指	員	師	士	員	医
取扱定員				導				等	
				員					
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
								(1)	(1)
50人以下	9	1	1	_	2	1	1	3	
								(1)	(2)
51~100	10	1	2	1	1	1	1	3	
								(1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注)括弧書きは、非常勤職員の別掲である。